

新農業水利システム保全対策事業（継続）

1. 趣 旨

- (1) 農業水利システムは、我が国における食料の安定供給確保のための重要な基盤として、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図る上でその役割を永続的に発揮させることが不可欠である。
- (2) 近年、都市化・混住化や農家の減少・高齢化にともない管理能力の低下等が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化や多様な水田営農の展開に対応し、農業水利システムの役割を発揮させるためには、これを新たな農業構造に対応した担い手中心の省力的システムに再構築することが必要である。
- (3) このため、地域水田農業ビジョンの実現に向けて農業水利システムを再構築することに合意した水利区域において、担い手への管理の集中・増大等といった農地の利用集積等への制約要因を除去し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムをモデル的に構築する。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

- 1) 農業水利システム保全計画策定事業
水利施設等の機能診断
水利用と管理のあり方の技術的検討
農業水利システム保全計画の作成
- 2) 管理省力化施設整備事業
省力化のための除塵機の設置、分土工の自動化等
畑地化、畑作本作化のための調整池の設置等

(2) 採択要件

- ・ 都道府県が設定する水利区域において、水利区域に係る農地の利用集積等の目標が明確化された地域水田農業ビジョン（「水利地域水田農業ビジョン」）が策定されていること
- ・ 水利地域水田農業ビジョンと整合が保たれた農業水利システム保全計画の策定が確実と見込まれること
- ・ 水利区域の面積がおおむね20ha（中山間地域にあってはおおむね10ha）以上であり、かつ水利区域が属する一連の水利システムの面積がおおむね100ha（中山間地域にあってはおおむね60ha）以上であること

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体

- ・ 2の(1)の1) 都道府県、市町村、土地改良区等
- ・ 2の(1)の2) 都道府県、市町村、土地改良区等

(2) 補 助 率

- ・ 2の(1)の1) については定額
- ・ 2の(1)の2) については1/2

(3) 事業実施期間

平成16年度～平成22年度（採択期間 平成16年度～平成18年度）

4. 平成18年度概算決定額

3,399,000(2,400,000)千円